

葉山町持続化給付金申請の手引き

○対象者(①か②のいずれか)

- ①令和2年3月31日以前から申請時点に至るまで、町内に事業所を有する個人事業主又は会社等
※事業所とは、従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われているものを指します。
- ②令和2年3月31日以前から申請時点に至るまで、町に住民登録があるフリーランスを含んだ個人事業主

○条件(①から⑥すべて)

- ①令和2年3月31日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ②令和2年2月、3月又は4月のいずれかひと月(以下「対象月」という。)の事業収入が前年同月比で20%以上減少していること。
※対象月=A 前年同月=B $\frac{B-A}{B} \times 100 = \text{減少率}(\%)$
- ③令和2年の年間事業収入額(見込)が令和元年の年間事業収入額より10万円以上減少していること。
※(1)令和2年の年間事業収入額(見込) ⇒ 対象月の事業収入 × 12
(2)令和元年の年間事業収入額
 - ・個人事業主 ⇒ 令和元年分の確定申告書B第一表「収入金額等」の事業欄に記載された額
 - ・会社等 ⇒ 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書別表一「売上金額」の欄に記載された額
- ④令和元年の収入のうち、事業収入の金額が最も高いこと。
※不動産・給与・年金等の収入が事業収入より高い場合は支給対象外となります。
ただし、業務委託契約等に基づく事業収入を雑所得又は給与所得として申告した事業者や、新規創業者等はこの限りではありません。
- ⑤対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告を行っていること。
※新規創業者等はこの限りではありません。
- ⑥破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
※①～⑥のすべての条件を満たしても、公共法人、中小企業の規模を超える事業者の他、葉山町持続化給付金支給要綱第9条第1項に基づく事業者は支給対象外となります。

○支給額

一律10万円(個人事業主、会社等問わず)

○申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送による提出をお願いします。

〒240-0192 葉山町堀内2135 葉山町役場産業振興課宛て「葉山町持続化給付金申請書在中」と記入

○申請書類

町HPか葉山町役場産業振興課にある申請書に必要な書類を添付して提出してください。詳細は別紙「申請書類チェックリスト」をご確認ください。なお、書類の審査は葉山町役場産業振興課と葉山町商工会で行います。

○申請書提出期限

令和2年8月31日まで（当日消印有効）

○その他

- ・申請から概ね2週間程度で指定された口座に振り込みます。
- ・葉山町持続化給付金は課税対象となる場合があります。
- ・国の持続化給付金と併用することが可能です。

○相談窓口

制度内容、申請方法について	産業振興課	046-876-1111(内線 372)
確定申告書、売上台帳等について	葉山町商工会	046-875-2810